

第十九回 国会 大蔵委員会 議録 第四十一号

昭和二十九年四月十四日(水曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長

千葉 三郎君

理事 深香 忠雄君

秀男君 理事 黒金 泰美君

理事 坂井上 良二君

大平 正芳君

福田 起夫君

小川 豊明君

平岡 忠次郎君

植木 康士郎君

河野 通一君

佐藤 一郎君

佐藤 孝敬君

出席政府委員

大藏事務官(主計局次長) 正示啓次郎君

大藏事務官(主計局総務課長) 佐藤 一郎君

大藏事務官(主計局総務課長) 河野 通一君

大藏事務官(主計局総務課長) 佐藤 孝敬君

国民金融 最上 幸君

昭和二十九年四月十四日(水曜日)

本日の会議に付した事件  
参考人招致に関する件  
経済援助資金特別会計法案(内閣提出第一〇四号)  
財政法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二三号)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一三三号)

理事会内藤 友明君 理事久保田鶴松君

理事井上 良二君 司君

大上 苦米地英俊君 理事山本 勝市君

藤枝 泉介君 小川 豊明君

春日 一幸君 理事久保田鶴松君

本名 武君 小川 豊明君

平岡忠次郎君

正芳君

起夫君

繁芳君

正芳君

植木 康士郎君

河野 通一君

佐藤 一郎君

佐藤 孝敬君

お本問題は緊急を要すると思われますので、至急手配の上で、本日午後の金融小委員会におきまして実情聴取を行いたいと存じますので、さよう御了承を願います。

○千葉委員長 次に、経済援助資金特別会計法案、財政法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一三三号)

提出第一三三号)

○千葉委員長 これより会議を開きます。

て、下宿をやりたい、そのために公庫へその金を貸してくれと申し込んで参りますのが現在非常に多い様子であります。が、聞くところによりますと、飲食店とか旅館とか、そういうものは融資の対象となつて、事業方法書の中に別会計法案、財政法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一三三号)

提出第一三三号)

○千葉委員長 これより会議を開きます。

かねるので、そういうことをやつておきました。しかし事情に応じまして、実際にそれによつて下宿業を営むといふことがはつきりいたしますれば、絶対にお貸ししないということではございませんので、一応の選択の目安としてそういうことを心得ておる次第でございます。

○春日委員 明公庫は、文字通り国民大衆を対象とするものでございまして、特にその特色とするところは、社会保障政策にも深いつながりを持つものであるうと考えてあります。そこでこのしろうと下宿の問題であります。私がこの機会に特に強調いたしたいことは、主として母子家庭について申し述べたいと思うのであります。母子家庭について申し述べたものであります。かゝつて御主人が在世当時には盛大にやつておつた。従つて家が非常に広い。けれども子供が成長すれば、その家がやはり必要にもなるうし、のみならず主人の残して行つたものを守り抜いて行きたいとその未亡人が考えています。しかる子供を養育するためには、何らか収入の道をはからなければならぬが、それかといつて外へ出かせざりましたときには各支所にまわしました通牒に、ただいま御指摘のありましたごとくいつても適当な方法がない。だから家を改造して、ひとつ下宿をやつてみたいという考え方を持つのは、これはえて普通の消費資金にお使いになります。しかしあいうような堅実な方法によつて收入の道をはかつて行くことのために、國の機關が協力を与えて行くくことくということはきわめて適切なことであります。

あるいはさらに適当な部屋にこれを区画し直して、そうして今まで四部屋か五部屋であつたのを八部屋か十部屋にふやして、学生とか、あるいはサラリーマンとか、こういう諸君に貸し与えることによつてしろうと下宿が行えます。それによつて相当な収入が得られる、もつて遺児が育成できて行くといふ、こういう家庭が相当あるうと思うのであります。が、こういうような方面に對して改造資金を供給するといふことは、私はこの国民金融公庫の融資計画の中において特に重視されていい融資対象の一つであろうと思つわけであります。この機会に私は主管者である河野銀行局長にお伺いしたいが、しようと下宿の中には、なるほど今理事のおつしやつたようないろいろな疑惑の面もあるであります。が、少くともこの際、母子家庭がその広い家屋をしろうと下宿のために改造するための必要資金は、これを国民金融公庫の融資対象として取扱つて行くことについて、いいと考えられるが、あるいはこれは悪いと考えられるか、ひとつ御見解を伺いたいと思います。

は、まさにこれが意外のことであることを  
ますが、ただいま国民金融公庫の理  
もよくお聞き取りのこととございま  
つきまして——地方の国民金融公庫  
窓口においては、下宿は融資の対象に  
らないというので、さきに発せられ  
通牒に基いてそれらの申込みが全部  
否された形に相なつておるのでござ  
ます。従いまして大藏当局と至急御  
絡、御調整をはかられまして、こう  
うような諸君もひとつ融資を受けて、  
そうして今遊んでおるところの広い  
屋部屋を改造して、しろうと下宿が  
きて、ちょうどこれは新学期でもあら  
ましようし、新しいそういう需要もあ  
るに相なつて、どういふ要望を満たし得るようす  
で、そういう要望を満たし得るようす  
もつて母子家庭の生業資金として、国民  
金融公庫の機能を十分に發揮されること  
を強く要望いたしまして、この件  
に対する私の質問を終ります。

○最上説明員　ただいま十二月末の貸付の非常にわざかなことを御指摘いたしましたが、ちょうど十二月には、まだ恩給担保貸付をいたしますのに左どもの方でいろいろ交渉せねばならぬ郵便局窓口との連絡がつかないところが多くございましたので、出方が少かつたのでございますが、その後繰々出ておりまして、三月末には、これはまだ仮締めございまして、多少の違います。件数は大体想定でございますが、七百八十件でござります。三月中に約三千四、五百万の貸付が行なわれております。この情勢は四月におきましても相変わらず続いております。むしろそれ以上、おそらく四、五千万円ぐらいは出ているのではないかと思うかと思います。今後におきましては、ただいま銀行局長からお話をございましたようにいたすわけでございまして、大体第一・四半期は——御審議が進んだその結果によりますが、五月早々でもお申込みを受付けるようになりますて、六月中旬に私ども予定しておりますのは、大体二億円程度をもつて行くというふうに計画しております。

○井上委員　そうしますと、これは相当利用率が高いようでございますが、年間資金わくが二十三億だといったしまえておりますか、問題はそこなんですか。

融から小口金融へ——特に町の金融機関が非常な混乱をいたしまして、一方政府としてもこのまま放任することができぬということから取締りの法律まで立案し、国会に提案をしておるようなわけで、国民金融公庫への需要は非常に増大して参る。そういう関係から、小口金融が非常に多くなつて参つてゐる。それに對して国民金融公庫の従業員の数は、やはり一定のわくがきめられておつて、非常に過重な勤務を課せられておる実情じやないかと思うのです。ただいま申しましたような、恩給証書を担保にして金融を受けるのにさえ、一月もせなければ金を借りぬという根拠は一体どこにあるか。これは結局人手不足から來ているのではないかと想像するのですが、人手不足ではありませんか。これだけ多くの件数を扱うのに、一体人員の關係はどういうぐあいになつておるのか、現在の人員でおやりになれますか、あるいはこれだけ別に扱う人を各支所においてそれぞれ増員をいたしておりますか、それはどうなつていますか。たとえば税金の方は、新税が設けられると、これを徵収するのに一定数の職員は増員を確保しております。ところが金融公庫の方は、そういう新しい窓口が設けられるのに、從来の人をもつてやられたのでは、いたずらに事業分量が多くなつてサービスが悪くなり、お客様に対しても御迷惑をかけるということが現実に起つて来ようと思います。そういう新しい窓口を設けた場合、一体人

は、どうなつてゐるのか。それからこれに関連するのですが、今度五万円以下の小額の貸付をできるだけ早く能率的にやつていただくよう、国会としても政府にいろいろ要求をいたしておつて、これがいよいよ具体化することになつておりますが、この場合も、相当なつておりますが、この場合も、相当たくさん人がかかりませんと――三万や五万の金を借りるのに一月も二月もかかるつておつたのでは鳥もからすも飛んで行つてしまつて、何も役に立たぬ金になつてしまふ。だからそういう点は一体どうなつておりますか、そこをもう少し具体的に御説明を願いたい。

るということは原則としていたんで、その店先へおいで願つてお調べする。われく面接調査であります。そういう方法です。この点でかなり早くなるとす。従来私どもの貸付が非常に多くて御迷惑をかけておりますのは込みをいたきましたのがたまりまして、その調査に着手する相当时日を経過する、そういうことがありますので、これを小口のういてだけ改めまして、なるべくの方の調査に着手することにします。しかも面接で済ますといきますので、この方はかなりつて行けると考えております。それから恩給の方につきまし

にこそこで  
査と称し  
やりま  
お申  
よつてお  
までに  
つ点にご  
ものにつ  
早くそ  
いたしま  
方針で  
り早くや  
して、こ  
この方  
しがまだ  
はつたら  
して、御  
たいと考  
つぱに調  
昨年例の  
して以来  
は年末の  
公庫への  
ふえて来  
大体三  
あと七  
一分、出  
もありま  
ごく申  
さばき切  
さばい

よつと上まるくらいの程度しかきあげておらない。こういうようには、小口金融の必要が非常に高まつて来ておるのに、その窓口を受持つ国民金融公庫が、人員不足のため十分サービスができない、ためにあなたが、行員といふか、職員を鼓舞激励して、お客様に迷惑をかけぬようすみやかに事務を処理してやりたいという親心はようあります。しかし末端の実際の業務に携わっている人は、申込みと調査とに追われまして、しかもその調査も、車に乗つて一日二軒か三軒行つたらいいというような状態で、なかへ能率的に行われれおりません。そういう関係から、人を減すならば調査に便宜な方法、たとえば自動車を使うとかスターを使うとか、あるいは電話連絡によつてもつと確実な保証人をいただくようない指示をするとか、というような能率的な調査事務というものが行われれない。だからあなたの方で、そういう能率的な調査事務が行つて得ない予算内容であるならば、ここに幸い大蔵省の主計局の方がおいでござりますから、定員はもう本年はどうにもならぬというならば、せめてここ当分小口金融が非常に輻湊いたしておる間だけでも、非常勤の職員を雇つてもらうことを談判したらどうです。それから大蔵省の主計局の方は、この実情をどうお考えになりますか。あなたの方は予算にこだわつて、それは相ならぬと言ふか、それをひとつあなたの方からも御答弁願いたい。実際仕事ができるようにしてやらなければ、せつかく政府がつくつた機関が国民党から喜ばれることになりませんから、定員をふやすことができなければ、非常勤をこの際一

部認めるという判断をやつてみたいだ  
たいが、その点はどうですか。国民  
融公庫の方は、ふやしてもらいたい  
きまつておるが、あなたの方は、い  
いろいろ関係があつてなか／＼うん  
言わぬにきまつておるのだが、そこ  
正示さん、責任のある御答弁をして  
局長なり偉い人に話してその点はや  
なければなるまい。こういうことにな  
をつけてもらいたいと思うが、どうう  
ろうか。

○正示政府委員 ただいまのお話ま  
とにごもつともでござります。非常  
重要な仕事が新しく量的にふえるわ  
でござりまするが、御承知のように  
政府の方におきましては、行政整理  
いうようなこともやつておるのであ  
りますが、この点は公庫一般について  
やつております。それら公庫は甚  
常に能率的に仕事をやつておられる  
であります。私どもとしては、そん  
らの点につきましても今後いろ／＼  
うう改善をしていただきたいことを  
かね／＼考えておるわけであります。  
ただお話をのように、事柄の性質上、  
これは迅速に事を処理しなければな  
ぬのでござりますから、今後の実績上  
も検討いたしまして、お話をよう  
部内におきましても十分研究をいた  
たいと考えます。

きは勧奨はいたしませんが、かよううに事務が輻湊して、実際申し込んでから二ヶ月も三月もしなければ金が借りられぬというようなこの事態は何とかして改善しなければならぬ。そのためには、人手をふやすとか、それともさきに申しましたような、事務能率を高めるために交通機関をもつと活用するとか、電話その他をもつと大幅に活用するとか、人を使わなければ物で解決に行く、どちらかで能率を高めて行くこと、正規な金融機関の育成をはかるうとする場合には、その点に対する政府の親心をこの際お示し願いたいと考えるのあります。

そこでもう一応この点について確かめておきますのは、この五万円以下の小口貸付について、一箇月以内で貸出しえできる自信がありますか、これを明らかにしてもらいたい。

それからもう一点、この点に關して伺つておきたいのは、恩給担保で金を貸しました場合、私よく恩給法をまだ調べておりませんけれども、「万が一貸し付けた相手の人が死亡いたしました場合、一体、貸付金はどういうことになりますか、その点も一応明らかにしていただきたいと思います。

○最上説明員　ただいまの一箇月以内で貸し付けることができるかという御質問でございますが、これは今後のお申込みの状態によるのであります。普通のお申込みのぐあいでしたら、もちろん一箇月もかかりないで、今のようない仕組みでやりますと、お貸付ができると思ひます。ただ非常に殺到して、

申込みが非常に多く、どうにも処置のつかないということ超えないとは申込みの受付を停止せねばならぬ、非常に残念なことです。そういうことになるかもしません。そういたしまして、少くとも一箇月以内、場合によりましてはその半分くらいで御用立てして行きたい、こう考えております。それからもう一つの、債務者がなくなつた場合はどうするかということですが、これは一般的の従来の貸付と同様でございまして、保証人をいたしておりますので、その保証人の方にお願いしなければならないということになるわけでございます。

○井上委員 もう一点点伺いますが、ただいまのお話では、大体現行の機構、組織においてあまり申込みがない場合には、一箇月くらいなら何とかなるうというような印象を私は受けたんであります。しかし現在において、すでにさきに申しますように、昨年の夏ごろまでには大体三〇%を消化しておつたが、最近になつては二〇%からたかゞ二五%くらいしか消化できない、こういう実績が出て来ているようであります。だからどうしてもあなたの方の職員を増加して、もつと早く調査して、能率的に貸し出して行くような方法を講じなければならぬと思います。そうなりました場合、まだそこまであなたの方で具体的に、たとえば今二五%のものを三五%なり四〇%なり能率的に処理していく場合の人間なり物なりの関係がどうかわかるかということについての具体的な調査をされてないかもしません

が、せつかく国会の意願によつて小口金融をできるだけ早く貸し付けるといふことをあなた方におやりを願うたために、ぜひ御検討願いたいと考えます。ただいまそのことについて、具体的にどうすればどうなるということをお聞きるのは無理かもわかりませんから、公庫として十分御検討の上で、もし人間がいるならば、臨時職員でも雇うことやつていただく、また必要な地域に對しては、せめてダットサンの二、三台くらい各支所に置いて、調査にどん／＼飛びまわつて行くくらいにせなんだら、能率的に行きません。そういうことを一べん計画をして、その上であれ／＼あなた方に文句を言ふならば、これは私どもの方が無理でありますけれども、ただ當利の銀行の待遇やその他とにらみ合せて、の他銀行あるいは金融公庫がこれだけの人でこれだけやつているんだから、こちらもこの程度でと、そういうよその窓口を比較対照せずに、あなたの負わされた任務というものがいかに庶民、零細大衆に重要な任務を果さなければならぬかということをお考えになれば、他の市中銀行や金融公庫の使命とおのづから使命が違いますから、そこの点を十分御検討ください、所要の対策を立ててください、一応その案をわかれわれに一べんお示しを願いたい、これを私は希望しておきます。きよはここで要求するのは無理と思いますからせひひとつそういうように、一応銀行局なり主計局なり公庫なり、三者一体になつて御検討願いたい、ということを、私はこの案について申し上げておきたいと思います。

して、今度の恩給担保の件につきましては、これを公庫の方で取扱うということになりますと、それだけでなく公庫の方では職員の手が足りないで困つております。その困つておりますところへなお今度これを取扱わせる、これは何うございますけれども、手不足のために十分私は間に合わせることにならぬことになります。その手が足りないのではないか、こう思う。そこで木下「一つ私これに関連してお伺いしたい」と思ひますことは、大体公庫の方で貸し付けられるときに、手が足りないのに、その貸付と同時に、借りられる人たちは公証役場において公証をまかすことなく、どうくらの金額から連帯保証されるとおるにもかかわらずそういうようなことをやらないでおるかということを伺いたいのです。これをひとつお答え願いたい。

○最上説明員 実際公正証書を使つて債権回収を法律相手段に訴えるのは私ども非常に少いと思います。ただそれが受けられた方々に心理的な強制力、心理的な圧迫というようなものをおえまして、その方から返済を勧める、そういう効果はかなり強いのじゅうぶんあります。それから手料のかかるという点につきましては、これは地方々々取扱いが地区のようですが、かなり手数料を省く方法を講じております。たとえばお申込みの方みんなが一々おいでになることは少いのであります。来任せ状をいただきまして、私どもの職員なりあるいは第三者の代表の方なり、そういう方々に来ていただいて片づくとどうになります。時間は、公証役場の非常に混みますところでは一日、二日、あるいは二ヶ月かかることがあります。お手数の方におきましては、その御心配になるほど手数のかかることはないと考えております。

う、こう思うて借りに行かれる、そしてまだ税金は払う時期に至つてい、こういうことについて私がお伺したときに、税金を払うために公庫方に金を借りに行くのであるといふに、私がお伺いしたような聞き方あなたはなさつたらしい。私は税金払うその金を公庫に借りに行くと言つたのではない。納付証の問題等においてあなたにお伺いしたのであります。あなたは、税金を払うのにその金を公庫に借りに行く、こう聞かれて私に仕えられたように私は聞いております。私はそういう聞き方をしておるのでない。その点あなたからもう一べんつておきたい。

○河野政府委員 先般お尋ねのあつとことであります。私がお答えいたしましたのは、税金を払うための資金を国民金融公庫から出すということは、確かに公庫から出すことは、まことに申上げたのでございません。やはり国の租税その他からきておる資金でありますから、これはもつと有効に使われるべきである。そういう場合には、やはり回収が確実にできる。その金が非常に有効に使われるといふことが、やはり貸し出す場合の一つの基準として重要であらうと思いますが、その場合におきまして、回収が確実にできるといふことを判断いたしまして、たとえられたる税金もちゃんと納められておるといふようなことが実際問題として非常に大きな基準として考えられるのじやないか。しかしさればといって、税金を支拂なしておる者は絶対に貸さないと

か、そういうこととして貸出しの基準をきめるということは適当でないということをこの前申し上げたのであります。その後私がお答え申し上げました範圍においては、今も同じように考えておるわけあります。従いまして税金を滞納しているから貸さないというようなことは、公庫 자체としてもやつていいはずであります。もしあるふうな事態がありますならば、これは十分注意して行きたいと考えております。

○久保田(鶴)委員 銀行局長、私は税金のことに対するお尋ねです。

尋ねているのは、たとえば今商売をやろうとする、商店をやりたいから、

何か小さい事業をやりたいから、金を借りに行く。すると、その事業をや

りかけて、まだ税金を払うままでに至つ

てない。そういう人たちは、税金の納付を持ちて来いと言われたつて、税

金を納めていないから持つて行かれへ

ん。このことを聞いています。私は税金を納める金を貸せということを言つておるのじやない。あなたは誤解して聞かれているが、その点どうなんですか。

私とあなたのその食い違いですね。

○河野政府委員 ちょっとと誤解いたしましたが、営業税その他の税

を納める状態にまだないといふ

方が新しく仕事を始める。そういう

場合に、税を納めてないから金を貸さないというようなことは、絶対に國民金融公庫としてやつていいはずであります。

○春日委員 これはまことに重大な問題でございます。ことに生業資金のうちで

は着業といいますか、これから業を始める場合の資金という必要が相当あるので、まずそういうことを御

援助申し上げるのが国民金融公庫の幾つかの使命のうちの大好きな使命ではな

いか、従つて税を納めていないから金を貸さない、また納税の資格がないから金を貸さない、どちらも貸さないというようなことで、

国民金融公庫がやつておるといいたしまして、おそれら金を貸さないといふこと

はやつてないはずだと思います。

○最上説明員 ただいま局長からお話を

ございました通り、私どもとしてそ

ういうことはさせないようにいたして

おりますので、もし間違つてやつてお

うようなケースがございましたら、ま

ことに申訳ないことあります。ぜひ

ひ改めたいと思つております。こうい

うことがあるのであります。私どもの

公庫というものが、ヨーロッパ一

で融資を行つておるのはではないので

あつて、金融機関、主として商業銀行

やその他の機関から対象とされてない

ところにこの公庫の意義と、その特別

の権威があるうと思つてあります。

そこで税金を滞納しておるかどうか

おる人々をこれによつて救済しておる

ところにこの公庫の意義と、その特別

の権威があるうと思つてあります。

そこで税金を滞納しておるかどうか

&lt;p

ことであれば、その人格ははなはだ探求して、やむを得なかつたものであるかどうかを調べたり、いろ／＼検討を必要とするであります。けれども、この滞納ということが、今やその事業経営のうちの不可避的な一つの現実の問題となつて露呈して参つてゐるところでございます。この問題を解消しようと思つても、なかなかこれは簡単に解決はできません。そこで公庫が十数項目のうちの一つの大項目としてこの問題を掲げております以上は、多くの諸君がこのことのためにはねられておるということはいなみがたい事実であります。現在大体件数において申込みの三分の一か四分の一しか応諾はできぬといわれておりますが、そのけられた三分の二なり四分の三なりの諸君は、おそらくはこの税金滞納のゆえをもつて不適格になつた諸君が多々あるうと私は思うのであります。従いまして私は、この税金滞納の有無を現実に探求することなくしては、その人物の返済意欲の認定ができるないということではない。であろうと思ふわけであります。あなたの方の事務をさらに煩瑣にするかもしませんけれども、問題は国民金融公庫の持つておるところの使命、性格というものをひとつ十分お考えを願わなければ相ならぬのであります。まして、税金が納め得られないようないくいう不健全な人々をこそ、国民金融公庫が救つて行かなければなりません。救つて税金の完納できるようないくべきだ。税金が納め得られないようないくいう社会保障なければならない。こういう社会保障

的なる立場においてこの金融を考えます場合、この税金の問題は十数項目にわたるところの適格性単位の認定条件の中から、これはむしろ削除されるべきであると私は思うが、この機会に、河野銀行局長はこの問題をどういうべきか。いにお考えになつておるか。

もとより納税は国民の三大義務の一つで、今は一大義務はどうなつたか知りませんが、（笑声）いずれにして重大な国民の義務であります。従いまして三大義務といふのはどうも古的で、今の実情に沿いませんが、反対内閣によつて復古されようとしておりますので、やがてまたそのようなことになるかられませんが、いずれにいたしましても、この納税という義務はあらゆる政策を通じて強調されて行かなければなりませんけれども、少くとも國民金融公庫が、その事業を通じて納税せしめるような行政措置を考えて行くというようなことは、これは明らかに不当な事柄であろうと思うのであります。國民金融公庫としては、その人がほんとうに金を返す人であるかどうか、貸してはたしてこの業態から返り得るかどうか、こういうことを十分認識するためには、十分な措置を講じなければならないが、そのため税金の領収書の提出を求めて、初めてその認定をするということは、きわめて安易に陥る結果になることを最もおそれるのでござります。従いまして現在その指導要綱の中に、そういう税金の問題が特筆大書されておるとするならば、これは一応削除願つて、單なる一つの参考

現在の経済情勢、社会情勢に合致するような方法にこれを変更する意思はないかどうか、この点ひとつ河野局から御見解をお示し願いたいのです。

○河野政府委員　お話を点、こもつともな点が多くあると思います。たゞされは、御承知のように政府機関たる民金融公庫等の貸出しの態度というのは、なか／＼運営がむずかしいと云うのであります。お話をのように、單なる當利機関——當利機関という言葉はいいのです。が、私的な機関である銀行との他と同じ貸出し態度に出るといふことがいけないことは当然であります。しかしながらこれはあくまで金融であります。従つて補助金を出す、あるいは常なる救済、そういうことであつてはならぬと、いう線がやはり一方にはあります。いわんやその金の源が国の租税とか、そういつた大切な金から出でます。という点から見ますならば、やはりそこの大切な金を貸す場合には、確実に回収されるということが一つの条件になる、かよううに考へるのであります。従いまして私どもは、確実に返ることをどうしても条件の一つにしなければならぬと考えるのであります。考えて行くということは、やはり必要ではないかと私は考へております。ただこれにあまりにステイックして、これを非常に強く考へて務を納めなければ貸さぬとか、あるいは税を納めておるものに限つて融資をするとか、そいつたことに非常にウェートを置くと

いうことは、今お話をありましたよ  
な現在の経済情勢から見て適當で  
い、かように考えます。従いまして  
それを非常に強い条件として考えるか  
うかの点は、お話のように十分現在  
実情に即したようにして参らなければ  
ならぬと思いますけれども、これを  
かがかと考えておる次第であります。  
○春日委員 私の趣旨が御徹底願え  
かつたかと思うのであります。が、そ  
は国民金融公庫の基本的の問題につ  
て、貸出しの基本的問題についてと  
し上げておるのでなくして、不景  
度、ただいまこの滯納が非常に多い。  
このことはわが国租税制度始まつて以  
來の最悪のレコードなのであります。  
しかもあなたにはばく申しあげてお  
る通り、今金融難のためにどんど  
つぶれて行つておる。手形不渡りが一  
月末で昨年同期の大体倍になつてお  
る。滯納もこれと並行して上昇してお  
るのであります。こういう状況下にお  
いて、滞納そのことを国民金融公庫の  
融資対象、選択の大きな条件にこれを  
見ておるということは、現段階におい  
て適切であるかどうかというこの事  
柄であります。もとより国民金融公庫  
の資金源が国民の血税によつてまかな  
われておる。従つてこれが貸倒れにな  
らないために、当事者は万全を尽さ  
ければならぬということは、これは當  
然のことでありますけれども、万全を尽  
すことによつてこの公庫の使命性  
格がゆがめられたり、ほやかされて一  
まづて、その使命を十二分に發揮し得  
ないということがあつては何にもなら

とである。こういうわれくは断定をしてはばかりぬであります。従つて私は一本年度においてはこういう立場がいましばらく緩和されるに至るまで、この税金の問題はできるだけこれを重視しないように、もつと他の方法によつてその企業と人物を十分鑑定をして、回収できるかできないかの認定をする。こういうようなくらいに、すなわち実情に即したような指導をすべきであると思ひますが、これに対しても局長はどう考えておられるか、重ねて御答弁を承りたい。

○河野政府委員 実際の貸出し、運用につきましては、御趣旨の点は十分に含んで、そういう方向に向つて指導いたしたいと考えます。私どもといたしましては、調査要綱の中からこれをはずすということは、この際としては適当でない、かようと考えております。

○春日委員 調査要綱の中から私ははずせと要求いたしておりますが、今はまずということについてはさらに慎重を期すべき点もあるうという御答弁であります。どうか一つ公庫におかれましては、この質疑応答を十分重視されまして、今まで比較的重視されておりましたところのこの税金の滞納という問題を、あまり大きくは評価されないで、他の方法によつてその金融対象をひとつ十分検討していただき、こういうことにお願いいたしたいと思いますが、公庫のお考えはどうでございましょうか、この機会にあわせて御答弁を願つておきたいのであります。

○最上説明員 御趣旨の点はよくわかりました。私どもといたしましても、今この納税状態といふものの調査を捨てるということはとうていできないと

存するのでございますが、その使ひにつきましては十分慎重にやりまして、納税してないからすぐだめだと、うふうな機械的な結論を出すことは避けるように注意いたしたいと思ひます。

○春日委員 この機会に銀行局長に伺いをいたしておきたいと思ひますが、この金融債の問題であります。一十八年度は三百億の金融債が予算の中に入組まれておりますて、本年度はこれに百億円減ぜられておると思うのですが、この減ぜられた範囲内における調節において、特に中小企業の資金源の操作のために、相当的政治的な配慮を願いたいということでもつたのであります。そこでその二百億円の金融債の割当については、特に中商工業者等から、この配分において十分政府の深甚なる考慮を願いたいということを陳情して参つておるのであります。ですが、昨年は長期信用銀行に百三十億、興銀に百三十億、農林中金に二十億、商工中金に四十億というような配分がなされておつたと思うのであります。ですが、本年度においてはこれが総額一百五十億、商工中金に百億円圧縮されており、わくが百億円圧縮されております。こういうような比率で、もしこれが接的に圧縮されて参りますならば、当然中小企業金融関係においても相当の圧縮を見なければならぬと思つたのであります。この配分の中においでて、今度中小企業関係にこの金融債を借りるに進められておりますのか、政府にこういう要望にこたえられる御用意があるかどうか、この機会に一言伺つ

おきたいと思います。  
○河野政府委員 今度は財政投資を非常に圧縮しました関係から、金融債は昨年に比べて相当減少いたしておりました。ただ数字は今二百億とおつしやいましたが、百九十億ということになります。まして、去年に比べて百十億の減少ということになつておるのであります。  
商工中金債、農林中金債等、中小企業金融、あるいは農林金融のために必要な資金源としてのこれらの債券の資金運用部による引受けにつきましたは、極力配慮をいたして参つておりますが、まだ最終決定まで至つておりますが、しかしながら総額のわくが今申し上げましたように非常に減つて参つては、どうしても減少いたすと思いますが、これらの金融機関の債券の引受けを確保するということは、絶対額においてなかなかむずかしい。絶対額においては、どうしても減少いたすと思いますが、この減少の程度をできるだけ緩和する、ということで配慮いたして参りたいと考えております。

れるというような結果になつて参ります。するならば、このことはまさに中小企業金融を圧迫するものでございまして、よつてもたらすところの影響は甚大であるうと思うのでございます。日銀の貸出しを通じ、あるいはこの状況において長期信用銀行あるいは興業銀行の融資対象となるようだ大企業は、今回税制措置を通じて、特別措置法で総額において七百億円近いところの減税が行われておる。あらゆる施策を通じて大企業にいろいろな援助、保護政策がとられておるのでござりますから、しかしてこの金融債のわくの配分の範囲においても、相願わくばこの商工金融債は四十億の昨年度の限度額をぜひとも確保願いたいと思うのであります。そのことは必然的に長銀あるいは興銀等の債券引受けの減少をもたらすであります。そのことは長銀あるいは国銀の全般的な施策を通じて、その程度のごしんばは願い得るのではないかと思う。絶対額に限界がありますから、一方で保護されれば一方が圧縮されることは当然であります。中小企業の金融梗塞の激化に伴いまして、少くとも商工金融債だけは昨年と同額を配分されるということのために、河野銀行局長のせつからくの御努力を強く御期待をいたしまして——今ここに御即答を願うことは困難でありましようが、あなたの誠意に御期待しまして私の質問を終ります。

まず何したいところは先ほど恩給申する公庫の事務取扱いに関して詳細に御説明あられたので、われわれも了承いたしますか、一般の零細金融機関と申しますか、中小企業金融の対象申しますか、あなたの方の窓口へ申込まれる相手方に對して、どうしてエスカノーカを決定されるか、またこの貸出の順序をこの際御参考に伺いたいと思います。

○最上説明員 普通の場合にまず窓口においてになりますて、こういうわけでは資金を借りたいのだがどうだらうかという御相談がござります。これはごく普通のケースを申し上げるのであります。そのときにはあなたさんはどうももう申込書をちゃんと正式に書いていたいのですが、場合によるとすぐ申込書をお出し願う場合もあります。その申込書をいただきまして、今度その順序に従いましてお世話をされるわけであります。その場合に支所によつて若干の相違がござりますが、一番普通にとられておりますのは、時日を指定しまして、そのときおいでを願つていろ／＼お伺いするわけであります。その際に帳簿類なまりあるいは証拠書類を持つて来ていたりする者が出て参りまして、実地にお仕事の状態を拝見して、その結果を書類にまとめまして、内部の課長なりそこの上の次長、所長というところに書類をまわして、皆が見て妥当だということになりますとお貸付するということになります

になりますとお貸付することになります。今度その方に手続を御通知をして、おいで願つていろいろな書類を御提出願う、そしてその際お金を渡しする。こういうのが普通の順序でござります。

○福田(繁)委員 一応普通の順序はよくわかりまして、われくも納得であります。そこで伺いたいのであります。ですが、初め申込みを受けて金の用途を開かれて、その上で申込書を渡され、今言つた順序をふむのであります。ですが、その申込書に對して、これはイエスであるといふことは、公庫の御本店で決裁されるのか、それとも最近できております支店長の権限で決裁されるものか、これを参考に伺いたいと思います。

○最上説明員 私どもの一般の支所と申しますところでは、五十万までの貸付については支所長の権限でできるところになつております。それ以上になりますと、本所へまわして決定いたします。

○福田(繁)委員 よくわかりました。そこで私の最近見聞しましたことで、私が非常に判断に苦しんでおる点を二、三御参考に申し上げたいと思いま

の方に赤い判を押され、この書類は本人が提出することを要する。本人が持つて参つて説明せよという御懇切なことが書いてあるわけです。さようでありますから、一日千秋の思いををして、国家の金であるから零細な金といえども早くそれを借りて、まさに行き詰まらんとしておる自分の小さい仕事を切り開いて行きたいとの一念に轟ふつておるものでありますから、忙しい仕事をほつておいてわざ／＼その書類を持つて支店へ参るわけなんです。そこでその記載してあることを長時間にわたつてつぶさに申し上げて、そして追つてそのうちに調査に参るということになつたもんだから、近々御調査に来られるものだと思つて待つていますれば、その通り四、五日たつて調査には事実上來られております。調査に来られたところと、書類を渡されると、窓口でお聞きなすつたことと一分一厘の違ひはないわけです。しかるに調査を済ませられて帰つて三、四日たつてから、ガリ版のはがきで、せつかりお申出であるけれども、現在何さま公庫の手元が如意なので、御貴志に沿いかねるから、この際お断りするといふところの、はがき一本で断られているわけなんです。これは法からいつても実に扱い方が冷淡きまる。一体幾ら申込みしたのか、五十万円でござりますと言ふ。そんなはずはない、五万なければ三十万、なければ二十万になりますが、東京都内にあちらこちらの八百屋の連合会がありますので、あなたのおかしいというので、いろいろお管下の新橋とか新町とかいう支店を見てみますれば、これは八百屋さんであります

借り入れを申し込まれたものと私は存じております。これとは同じ資格で、同じ内容で、同じ順序で、同じ金額五十万申し出た。しかるに新橋とか新町の支店の方はいともスマーズに行つて約四十万ほど最近に決裁ができたというわけです。そうすると、同じ性質のものであつて、同じ金融公庫であつても支店が違うからといって、かようにはがき一本でいとも簡単にやられたならば、これは銀行の性質なり成立しからいつても非常にぐあいが悪い。もう少し念を入れて、五十万できなければ三十四万、四十万できなれば三十九万、全然はがき一本、がり版一本で断るならば、わざ／＼本人を呼んでその申込みをさして、その本人のうちを実地に調査して、調査したところが物件がないとか、抵当に入つておるというのならないざ知らず、りつばなもので申込書に書いた通りであるなら、はがき一本でキャンセルするということは、ちよいと私はどうかと思ひます。そこでわれ／＼が申し上げたいことは、先ほどからの同僚諸君からの御意見にありました通り、五十万の融資を百件されるよりも、二十万ずつでも二百五十五件にやつてもらう方が、この法律も生きるわけでありますから、もう五十万がいけなければ四十万、四十万がいけなければ三十万というように、なるほど先ほど銀行局長のおつしやつたように、當利を目的にしておるのではありますまいけれども、相手が相手でありますから、この借り入れの申込みをしておる者に対してもう少し人間愛を生じしてもらいたい。そうしてもらわぬことには、國家資金をもつてこの公庫をつくつておきながら、結果は国民か

ら怨嗟の声を聞くということはお互に莫大な損害でありますから、この点を私は強くあなたに要望いたすのであります。銀行局長なり大蔵政務次官は、最近の金融の推移によつて深刻に困つておるときはないのであります。少くともそういう点には十分注意をされて、公庫が成り立つて以来短期間といえども、せつかく国民が非常な希望と感謝の念を持つておるのでありますから、これらの方も考慮され、細心の御注意を末端にまでされて、そうしていわゆる政府資金をもつて運営しておるところの金融機関として範を示すようござひともやつてもらいたい。この点を理事の方に強く要望し、また御参考に供しておきたい、かように思うわけであります。

あるときには、先ほど春日委員でした  
かが申されました。手が足らぬけれ  
ば人をふやしてという点は賛成ですけ  
れども、無用なものは一人でもふやさ  
ぬ方がいいのです。国民金融審議会と  
いうものが、これまでほんとうに活動  
しておつたのか、この金融機関の機能  
を果すためにやつておつたかどうかと  
いうことに私は実は疑問を持つてお  
る。前々から大蔵委員をやられた方に  
聞いても、だれが国民金融審議会の委  
員になつておるのか、そんなことは皆  
さん御存じないようであります。それ  
をさらに定員をふやして、ことに恩給  
関係の代表者を加えるといいますけれ  
ども、老婆心のようですが、だれが代表  
になるのか。今度それを入れるという  
ことになると、いろいろ付隨しためん  
どうな問題が起るじゃないか、どうし  
てもこれをふやして入れなければなら  
ぬという理由があるのなら承りたいと  
思いますが、それほどではないなら、こ  
ういう定員をだん／＼減らして行くと  
きにあやして加えるということはどう  
かと思うのですが、いかがなものでし  
ようか。

場合に、恩給関係の代表の方を一人加えて、その意見を述べるということは——これは実は国会方面にも、かねて恩給金庫といつたようなものをつくるべしという御意見もござつてゐるわけであります。そういう意見については私どもは反対であります。少くとも国民金融公庫がこの仕事をやつて参るという以上は、恩給受給者の立場を十分に反映するような機会を与えられることが必要であるということは、国会方面からも強い御要望が出ております。現にこの審議会の委員には——公庫は現在更生資金と申しますが、そういつか、例の引揚者を対象とした資金の貸付を行つておりますが、この関係から引揚者の代表といいますか、そういう方を一人お願いしておるようなわけでありまして、この国民金融公庫の貸出しを行ひますいろいろな種類の貸出しことに、その関係についてその立場を主に代表して意見を述べられる方が入られるということが、その本来の目的を達するために決してマイナスではない、やはりプラスになるものだと私は考えております。従いましてこの際としては、審議会 자체をどうするかという根本問題はありますけれども、この審議会を存続して行きます限りにおきましては、恩給金融というものについて、十分にその実情を反映し得る方がこの審議会に入られることは適当でないかと私は考えておる次第であります。

の校長をして八十ぐらいになつたよ  
なじいさんが、恩給値上げ運動を一生懸命やつておる。地位からいうと、そ  
の人がある地方では一番上ということ  
になるのですけれども、この国民金融公庫の金を恩給を担保として借りると  
いう場合には、その恩給関係の代表者  
というのは、おそらくそういうところ  
とはかけ離れたものではないかと思  
います。具体的には一休恩給関係のこう  
いう団体があつて、こういう人を予想  
しておるということがあるのでしよう  
か。

に考えるのであります、一体年間予算で現行財政法によつて繰越し及び越明許費として計上された予算を、さらに大臣の考え方によつて、国及び各省庁がそれ／＼の責任においてやつてあります工事が、その年度内に終らすに翌年に繰越されるということから繰越しを認めるというぐあいに、予算執行の上に大きな混乱を生じ得るようなことにこの法律によつてなりはせぬか、たとえば、こういうことがかりに認められる、政府の政策のいかんによりましては、工事が一年間で完成せずに三年なり五年なりの継続工事としてこれが行われる、そうなりますと、当初の契約工事金額と、それから二年、三年、五年となりました場合の物価の変動、賃金の上昇に基く予算がかわつて参ります。なるほど物価が上り賃金が上れば、次の年度の予算においてその分だけ計上すればよい、こう言いますけれども、当初の契約は、この工事はこれ／＼の契約でもつてする、こうなつてゐるわけです。そういうことからいたしまして、一つは年度間の予算が非常に不明確になつて来るということが言われ得るのですが、政府は翌年度に支出する債務負担の契約がこのように法律を改正しなければならぬほど、一体どれだけの工事件数、工事金額について繰越しを認めて行かなればならぬものをお持ちになつておるか、そしてその内容は一体どういうものが現在問題になつておるのですか、これを一応明らかにしていただきたい。

あらためて詳しく述べ申上げたいと思ひます。財政法等の一部を改正する法律案の第一条におきまして、四十三条の二項を改めておるわけがありますが、二項を改めておるわけではありませんが、今回の改正の趣旨を平たく申し上げますと、御承知のように現在の財政法では、当然会計年度を厳守する建前になつております。四月から三月に終る会計年度がありますが、但それにはありますけれども、予算の執行上非常に不便を生ずるというので、多少の例外を認めておるわけであります。その例外の重要な一つが現在認められておる繰越しの制度でございます。この繰越しの制度が二つになつております。一つは、あらかじめ予算において繰越しと明許といふものをとりまして、そして大体これはとても一年間ではきそもないという場合においては次の年度にわたつて契約と実行をすることなどが起きる、こういう承認を経る形のものと、それから、一つはそういうあらかじめの承認を経ませんで、年度の末になりますてどうもできないということわかつた場合に、それが真にやむを得ない理由に基くときには大蔵大臣の承認を得てやるという、われくが事後繰越しと呼んでおりますのがあるわけであります。それで、この明許繰越しをいたします場合におきまして、契約も翌年度に繰越すことができるわけであります。ところが大蔵大臣の承認だけは、どうしてもこれは一応繰越しをいたします場合に、たとい明許を得てありますても、現在のところでは承認を経ることになつております。それで大蔵大臣が承認をいたします。それで大蔵大臣が承認をいたしましたのは、従来におきましては、実際問題いたしましては年度末、三月の三十一

日あるいはそれが過ぎて承認をするのあります。どうしてそういうことになるかと申しますと、従来の財政法の条文の書き方に非常に無理がありまして、各省各庁の長は、大蔵大臣の承認を経なければならぬということを、財政法の四十三条が書いておるのであります。それが受けまして次の項で、その前項の承認があつたときに、初めて金額が確定するのは大体三月三十一日でありますからして、その確定した金額を承認しまして、そして初めて何円といふようにまことに、予算の配賦があつたと見なす、こういうことになつておるのであります。そこで具体的に申しますと、金額が確定するのは大体三月三十一日でありますからして、その確定した金額を承認しました上で、あらためて予算の配賦があつた、こういうふうな観念になつておるのであります。それで結局三月の三十一日あるいは四月に入つて出納整理課のうちに承認をするということになりますと、どうしても書類を受付けそれを承認するために、多少の日数がかかりますから、その間は承認がはつきりなされるまでは、りくつからいりますと工事ができないわけであります。いわゆる空白が生ずるのであります。そういうことではおもしろくなっています。できることならば二月、三月の初めくらいには一応できるだけ承認をす。そうして工事のおぜん立てをいたしまして、三月三十日から四月一日に切りかわるととも、スムーズに纏めて工事ができるようになります。これは特に寒冷地帯等においてはたださえ工事の内滑が非常に問題になつて工事ができるようになりますので、そういう措置をとりたい。それには今財政法のように、金額がすつかり確定したから承



認めるか認めないとということはやはり非常に問題になつて来る。たとえて申しますと、あなたの方で地方起債を許可しておりますし、またいろいろな補助をしておりますが、この起債補助をやります場合に、当該の工事全体の契約を何ぼと認めるか。そこで分割いたしまして起債を許可しておる。ところが本年からにここに一億円の病院をつくるとして、二千万円の起債しか許可がない、来年は何はあるやらさつぱりわからない、国全体の計画によつて来年何ぼくれるかわからない。二千万円の工事だけは契約をさすが、翌年度の工事の契約は全然不可能になつて参ります。国の起債許可が何ぼあるかわからぬということになりますが、そうしますとやはり一部份々々請負にして、全体の工事が最初の計画よりは非常に高いものにつくというのをわれわれは聞かされておるのであります。だから國が全体の工事に対する債務負担を考えて請負契約を認める以上は、最初に地方公共団体のそういう事業計画に対しても全体のわくを一応認めて、そうして年度間の何をそれゝ立ててやるということにすればいいのです。が、そういうこととひつかかつて来ると思うのです。だからそういう工事を認めますか、認めませんかという問題が大蔵省としても起つて来ると思う。だから地方は地方で御自由に当該公共団体の財政の規模を考えてやつたらよろしい、國がそこまで干渉する必要はないと言えは言えるのですが、そのしりは全部國に求めて参りますから、その点についてひとつ御検討を願いたいと思います。事実あなたがおつしやいますように、寒冷地帯方面のいろ／＼

すです。ところが私これで心配するの  
は、たとえば二十九年度に六百億の予  
算を組んで、三十年の二月に三百億を  
残しておるのだけれども、一応これは  
契約してしまおう。こういうことで、  
ほんとうなら使い残しになるべき三百  
億を、やはり三十年度に使うべき契約  
をしてしまいます。そうしますと、二  
十九年度の大百億は一応全部使い果し  
たというかつこうになります。それで  
三十年の当初予算を組む場合、あらた  
めてそこに六百億を計上することにな  
れば、これは実質的には二箇年にわた  
つて六百億プラス六百億ですから千二  
百億になります。そういうふうな点  
で、やはり保安庁経費とか、そういう  
ものの支出はどうしても絶対量がふえ  
て来るという懸念があろうと思います。  
これは傾向的な点を指摘したわけです  
けれども……。

きるのです。すなはち契約を全然せんで——普通の事故線返しの場合で、すと、契約だけはしておく、しかし事業が進まない、支払いが進まないという場合の繰越しであります。明許線越しを得ておりますときには六百億円を、もしまだ契約をしておりませんから、次う三十年度に持ち越して契約することも可能なのであります。從来からそういう道は開かれておるわけではありません。ただ大蔵大臣が承認をいたしますときに、六百億みなは必要じゃないじやないかといつて承認を与えないければ、それは落ちるわけです、その関係は今回何ら改正を受けてないのです。すなわち翌年度になつてから契約を結ぶということになつたものについては、この四十三条の三の翌年度にわける契約ということは、契約年度まで持ち越されたわけでありますから、必要はないわけです。この条文に該当いたしますのは、前年度の終りに契約をするというような場合に便宜であるというときに限ります。つまり明許繰越しというのは、現在は一會計年度の原則があるわけであります。従いまして三月までに完全契約しないで、四月に入つてからやるといふことも可能なのであります。ところが大蔵大臣が承認をするかしないかといふことは、従来のようにできるだけ嚴重な方針でやるという点についてかなりはございませんから、その運用の問題は御心配のないように嚴重にやつて行きたいと思つております。

中、政財法等の一部を改正する法律案、国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律案の両案並びに財政法等の一部を改正する法律案に対する修正案につきましての質疑は、この程度にて打切り、討論を省略してただちに採決に入られんことを望みます。

○千葉委員長 淺香君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉委員長 御異議なしと認めます。よつて右両法案及び修正案に対する質疑はこれにて打切り、討論を省略してただちに採決に入ります。

まず財政法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

最初に本案に対する黒金君提出の修正案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○千葉委員長 起立総員。よつて本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま議決いたしました修正案の修正部分を除いた原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○千葉委員長 起立総員。よつて本案は黒金君提出の修正案のことく修正議決いたしました。

次に、国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律案について採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○千葉委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

この際お詫びいたします。本日議決

いたしました両法案に関する委員会報告書の作成、提出等の手続につきましては、委員長に御一任を願つておきましたが、これに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉義員長 御異議なしと認めます。よつて委員長に御一任をいたしましたと決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十五分散会

大藏委員会議録第二十八号中正誤

告書

貢段行 誤 正

ニ三末ニ 度額 領額 再評価限度

二五末至 資産につい 資産につい

四二二二 第三十五条、 第三十一条、

二五二四 相当する金 相当する額

五三末三 額は政令は政令

五二四 第五十二条 第五十二条

五三三四 第五十三条 第五十三条

五二二四 第五十四条 第五十四条

五二二二 第五十五条 第五十五条

五二二一 第五十六条 第五十六条

五二二一 第五十七条 第五十七条

五二二一 第五十八条 第五十八条

五二二一 第五十九条 第五十九条

五二二一 第六十条 第六十条

五二二一 第六十二条 第六十二条

五二二一 第六十三条 第六十三条

五二二一 第六十四条 第六十四条

五二二一 第六十五条 第六十五条

五二二一 第六十六条 第六十六条

五二二一 第六十七条 第六十七条

五二二一 第六十八条 第六十八条

五二二一 第六十九条 第六十九条

五二二一 第七十条 第七十条

五二二一 第七十年勅和二十号令 第七十年勅和二十号令

五二二一 第二項又は 第二項又は

五二二一 「在」外金融 「在」外金融

五二二一 金庫機関 在外 金庫機関 在外

〔参考〕

財政法等の一部を改正する法律案  
(内閣提出) に関する報告書

国民金融公庫が行う恩給担保金融に  
関する法律案(内閣提出)に関する  
報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕